令和８年８月 28 日

宿泊税導入に関する提言書

湯沢町長　田村　正幸　様

湯沢町宿泊税導入検討委員会
委員長　梅川　智也

新潟県の最南端部に位置する湯沢町は、魚野川や清津川などの清流が北流し、谷川岳や苗場山などの雄大な山々に囲まれた、四季が織りなす美しい自然が豊かな町です。上越新幹線や関越自動車道など高速交通環境にも恵まれていることから、毎年多くの方々が観光に訪れています。

しかし、これからも長きにわたりより豊かで充実した観光の町を作り上げていくためには、持続的・安定的な自主財源を確保していく必要があります。

そこで、本検討委員会では、これからの湯沢町の「観光財源」として、法定外目的税である宿泊税について協議を行いました。その結果、湯沢町において観光・宿泊の体験価値を持続的に提供し、観光まちづくりを推進するためには、適切な使途を定めたうえで、湯沢町にふさわしい税制度により宿泊税を導入することが必要であることから、下記の通り提言します。

記

1.宿泊税の使途について

・宿泊税は、以下の5つの視点に合致する事業に充当することを提言する

①公益性の視点

事業による効果や恩恵が、特定の事業者や地域に過度に偏らず、地域全体に波及するものであること

②計画性の視点

湯沢町の観光まちづくりの基本的な考え方や方向性を示す「湯沢町観光振興計画」に則った計画性のある事業であること

③納税者の視点

受益と負担の関係に配慮し、観光客の宿泊促進、宿泊者の満足度向上につながるものであること

④地域の住民・事業者の視点

持続可能な観光まちづくりを支える地域住民の生活環境や、観光事業者の事業継続・発展に資するものであること

⑤成長の視点

将来にわたって選ばれ続ける観光地であるための質の向上、そして成長に資するものであること

・宿泊税を以下の項目に重点的に活用することを提言する。なお、この重点活用項目については、湯沢町観光振興計画の見直しを行う際には、地域の実情を踏まえながら適切に更新するものとする。

【宿泊税として重点的に活用すべき項目】

・ 宿泊者の満足度向上のための取り組み

・ 湯沢町観光まちづくり機構をはじめとした町内の観光関連団体の組織強化

【地域の声を踏まえ、湯沢町観光振興計画に掲げる戦略のうち重点的に活用すべき項目】

①グリーンシーズン、全天候型のプログラムの造成

②世界を見据えた国際競争力の高いスノーリゾートづくり

③シーズンごとの利便性を考慮した二次交通の整備

④観光案内サイン、登山道、駐車場、トイレ等の適切な整備・管理

2.宿泊税の制度概要について

本委員会での議論の結果、以下の通り税制概要を提言する。

項目	湯沢町における制度
(1)課税客体	湯沢町内に所在する以下の宿泊施設への宿泊行為 ・ 旅館業法に規定する旅館・ホテル、簡易宿所 ・ 住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設(民泊)
(2)課税標準	上記施設における宿泊料金(素泊まり料金相当額)
(3)納税義務者	上記施設における宿泊者
(4)徴収方法	特別徴収
(5)特別徴収義務者	宿泊施設の経営者、宿泊税の徴収について便宜を有する者
(6)税額・税率	定率制　税率3% ・ 素泊まり料金から千円未満を切り捨てた額に、上記税率を乗じた額を税額とする
(7)課税免除	(1) 小学生以下の者 (2) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に定める学校のうち中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校が教育活動の一環として実施する修学旅行その他の学校行事に参加し、宿泊する者 (3) 災害被災者及び災害復興支援活動等に参加した者で、 町長が認める者 (4) 外国大使等の任務遂行に伴い宿泊する者
(8)免税点	設けない

(9)特別徴収義務者交付金	納入額の 3.0%を基本とし、導入後 3 年間は 3.5%とする。電子申告を行う場合は、さらに 1.0%を加算する。
(10)特別徴収義務者の負担軽減	・ 税導入に伴う既存システムの改修又は新規導入に要する費用について、必要な支援を行う ・ 税導入の趣旨等を説明するリーフレット等の配布
(11)罰則規定	公平・公正な徴収を担保するため、必要な罰則規定を設けること
(12)財源管理	・ 宿泊税収は基金により一般財源と区分して管理し、使途及び効果を毎年度公表する ・ 災害、感染症、観光需要の急減等の不測の事態に備え、宿泊税活用会議等で必要な規模や積立方針を確認しながら、計画的に基金積立を行う

3.その他留意事項

宿泊税の導入にあたっては、 以下の事項に留意し、宿泊者や宿泊事業者等に十分に理解・納得していただけるよう、継続的に取り組みを行うことを提言する。

①宿泊税活用会議による使途の選定

宿泊税の使途については、宿泊税活用会議を設置し、予算編成前の使途案の確認、事業実施後の効果検証、改善提案を行うことにより、透明性及び説明責任を確保すること。また、宿泊税の使途を選定する際には、特定の事業に過度に偏ることが無いよう留意するとともに、湯沢町観光まちづくり機構が集約する各地域の意見を取り入れながら、地域に納得感が広がるよう十分に考慮すること。

②宿泊税制度の継続的な見直し

宿泊税制度は、導入後も引き続き検証を行い、幅広い関係者の意見を踏まえ継続的に見直しを行うこと

③課税標準となる宿泊料金の算定方法の明示について

課税標準となる宿泊料金について、食事付き宿泊、パッケージ販売、OTA 経由予約、部屋売り、棟貸し等、様々な形態における素泊まり料金相当額の算定方法を、制度導入前に手引き等で明確に示すこと。

④特別徴収義務者への実務支援

制度開始前後には、宿泊事業者向け説明会、個別相談窓口、FAQ、外国語対応資料等を整備し、広く制度周知を行うなど徴収実務の混乱を最小限に抑えること。

⑤公平・公正な制度運用

旅館・ホテル、簡易宿所、民泊など様々な宿泊施設がある中で、不公平が生じることが無いよう制度を整えること。特に、違法な営業や無申告等については、公平性を担保するため必要な対策を講じること。

⑥入湯税の使途に関する見直し

入湯税について、納税者や特別徴収義務者の負担・懸念に十分配慮し、その使途や充当方法について、幅広い関係者の意見を踏まえた見直しの機会を設けること。

⑦宿泊行為以外の課税についての継続的な検討

湯沢町の実情を踏まえ、広く納得感の得られる観光自主財源を継続的に検討すること。

⑧新潟県との緊密な連携及び調整

新潟県が宿泊税等の観光財源を検討する場合には、湯沢町の宿泊税制度との二重負担感、徴収実務、税率・税額、使途の重複を十分に調整するよう、町として県に対して強く働きかけること。

本委員会は、町において本提言の趣旨を十分に踏まえ、宿泊者、宿泊事業者、地域住民の理解と納得を得ながら、湯沢町の持続可能な観光まちづくりに資する制度として宿泊税を導入・運用されることを期待する。